

令和7年度障害者社会福祉施設整備事業の対象事業募集について

1 事業概要

市が、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金（以下、施設整備事業という）を活用し、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対する支援を行うものです。事業選定は、選定基準に則り、審査会により選定します。

2 補助金額(上限額)

国交付要綱のとおり

※「障害者施設」、「障害児施設」で補助金額の表記が異なりますので、注意事項をよく確認してください。令和7年度の補助金額は未定です。

3 提出期限

事前協議（相談）：令和6年7月31日（水）まで受付

書類提出：令和6年8月14日（水）17時15分までに必着（厳守）

※事前協議(相談)、書類提出ともに期限を過ぎての受付はいたしません。

提出書類に不足書類がある場合も受付いたしかねます。

4 提出書類

提出書類一覧のとおり

※「障害者施設」及び「障害児施設」によって提出する書類が異なります。該当するファイルの内容をよくご確認の上、提出してください。

5 提出方法

障害福祉課へお越しいただき、直接提出してください。

提出書類は、A4判フラットファイルに綴じてください。

6 提出及び問合せ先

前橋市 福祉部 障害福祉課 障害政策係

前橋市朝日町三丁目36番17号(前橋市保健所1階)

E-mail syougaifukushi@city.maebashi.gunma.jp

本件に関するお問い合わせ及び事前協議(相談)は原則メールにてお願いいたします。

7 主な選定基準

- (1) 障害者福祉の趣旨を十分に理解し健全で安定した施設運営が可能であること。

- (2) 資金計画（初期及び運営費用）が、無理のないものであること。
- (3) 建設用地が確保され、面積、形状、進入路、給排水方法、農振法等関係法令の観点から施設整備に問題がないこと。
- (4) 施設建築計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業の設備基準等に適合していること。等

8 注意事項

- (1) 当該補助金により整備した社会福祉施設等が提供する障害福祉サービスについて、廃止や休止となることがないように、新たに施設を創設する場合や既存の施設を移転して増改築等する場合は、必ず施設の必要性、具体的な需要の把握を行った上で、協議してください。
- (2) 整備計画は原則単年度とし、年度内に事業完了予定のものであること。既に整備に着手している事業は対象外となります。
- (3) 補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
- (4) 協議の書類等作成に係る費用は、設置者負担となります。
- (5) 提出された書類は、返却いたしません。
- (6) 選定された事業計画については、概要を市ホームページで公表します。

9 選定方法

- (1) 前橋市社会福祉法人及び社会福祉施設等審査・指導委員会において審査を行い、市予算範囲内で選定します。
- (2) 市が選定した事業は、国庫補助協議を行います。
- (3) 国との協議の結果、施設整備事業として採択されない場合は、市は事業を不採択とします。

10 その他資料

- (1) 対象施設等補助概要（別表1）
- (2) 施設整備事業の年間スケジュール（別表2）
- (3) 国庫補助金等による社会福祉施設等整備に関する入札契約等取扱基準（別表3）
- (4) 障害者社会福祉施設の施設整備補助事業について
- (5) 補助事業における契約手続等の取扱いについて